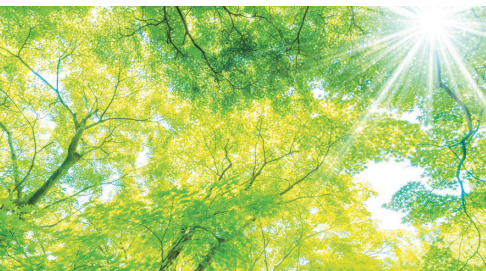


第85期 定時株主総会 招集ご通知



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からご覧いた
だけます。

<https://s.srdb.jp/4526/>



日時

2021年6月22日 (火曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)



場所

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 3階
大手町三井ホール

第1号議案

第85期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類承認の件

第2号議案

第85期剰余金処分の件

第3号議案

定款一部変更の件

第4号議案

取締役 (監査等委員である取締役を除く。)
6名選任の件

第5号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

第6号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬制度
の継続および一部改定の件



理研ビタミン株式会社

証券コード：4526

- ・お土産のご用意はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送またはインターネットによる議決権行使をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防および感染拡大防止のため、株主さまの安全を最優先に考え、株主総会における当社の対応を以下のとおりとさせていただきます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・ 本年は健康状態に関わらず、株主総会へのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。
株主総会の議決権行使は、郵送またはインターネットでも可能でございます。
- ・ ご来場株主さまへのお土産のご用意はございません。
- ・ 株主総会へのご出席を予定されている株主さまは、株主総会当日の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、くれぐれもご無理をなされませんようお願い申し上げます。
- ・ ご出席の株主さまにおかれましては、マスクのご着用およびアルコール消毒液の使用等へのご協力をお願い申し上げます。また、受付前に検温させていただく場合がございます。体調不良と見受けられる方には、運営係員がお声掛けをさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ・ 会場内は座席の間隔を広く取りますので、十分な席数を確保できない場合がございます。
- ・ 株主総会に出席する取締役および運営係員はマスクを着用して対応させていただきます。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

理研ビタミン株式会社ウェブサイト <https://www.rikenvitamin.jp/>

株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げるとともに、罹患された皆さまとご家族および関係者の皆さまにお見舞い申し上げます。また、感染拡大防止にご尽力されている皆さまには深く感謝申し上げます。

第85期定時株主総会を6月22日（火）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

また、理研ビタミングループの第85期の概況と株主総会の議案について記載しておりますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 山木一彦

目次

第85期定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	6
（添付書類）	
事業報告	20
連結計算書類	48
計算書類	51
監査報告書	55

インターネットによる開示について

- 事業報告、連結計算書類および計算書類の一部につきましては、法令および定款の規定に基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、これらの事項は、会計監査人および監査等委員会の監査の対象に含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

理研ビタミン株式会社ウェブサイト
<https://www.rikenvitamin.jp/>

証券コード 4526
2021年6月7日

株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目6番1号
理研ビタミン株式会社
代表取締役社長 山 木 一 彦

第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、郵送またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、4ページのご案内に従いまして、2021年6月21日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2021年6月22日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 3階 大手町三井ホール

3. 会議の目的事項

- | | |
|------|---|
| 報告事項 | 第85期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 第85期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類承認の件 |
| | 第2号議案 第85期剰余金処分の件 |
| | 第3号議案 定款一部変更の件 |
| | 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| | 第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 |
| | 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定の件 |

以 上

議決権行使方法についてのご案内

▶ 下記3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

株主総会開催日時

2021年6月22日（火曜日）午前10時

<受付は午前9時に開始いたします。>

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



郵送で議決権を行使される場合

行使期限

2021年6月21日（月曜日）午後5時30分到着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットで議決権を行使される場合

行使期限

2021年6月21日（月曜日）午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使の場合は、次頁をご確認いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

ネットで招集のご案内



本招集通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォンでも快適にご覧いただけます。

以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。

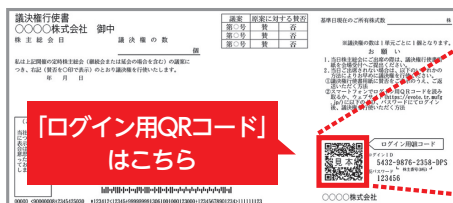
<https://s.srdb.jp/4526/>



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただくことによるのみ実施可能です。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



「ネットで招集」なら
QRコードが簡単に読み取れます！

こちらを押すと「読
取」か「移動」ボ
タンが選択できま
す。「読取」を選
択すると自動でカメ
ラが起動しますので、同封の議決権行使
書副票（右側）に記載された「ログイン
用QRコード」を読み取りください。



議決権行使書副票（右側）

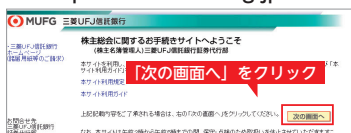
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の
入力が不要になりました！

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を
読み取りいただくことで、ログインいただけます。

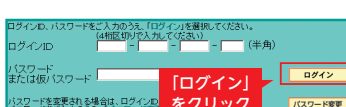
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。2回目以降のログインの際は、
下記のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法 議決権行使サイトのご利用方法

1 議決権行使サイトにアクセスする
<https://evote.tr.mufg.jp/>



2 お手元の議決権行使書の副票（右
側）に記載された「ログインID」お
よび「仮パスワード」を入力



3 「新しいパスワード」と「新しいパ
スワード（確認用）」の両方を入力



以降、画面の案内に沿って賛否をご入
力ください。

！ ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（2021年6月21日（月））の午後5時30分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ
(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027 通話料無料

(受付時間：午前9時～午後9時)

議案および参考事項

第1号議案 第85期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類承認の件

本議案の内容につきましては、添付書類（51頁から54頁まで）および当社ウェブサイトに掲載されております個別注記表に記載のとおりであります。

当社は、第84期の計算書類において、当社連結子会社「青島福生食品有限公司（中国）（以下「青島福生食品」という。）」のエビの加工販売の取引について、実在性を確認できなかった取引および関係する取引について、保守的に売上高の取消し等を実施いたしました。本件取引は2020年4月まで継続されていたことを確認しており、当事業年度においても同様に売上高の取消し等を実施することといたしました。

また、青島福生食品と当社との間で、同社の在庫の仕入・製造時期についての認識に相違があることが判明し、過年度から当事業年度においてそれらの評価が適切に行われていなかったと判断したため、過年度から当事業年度における青島福生食品のたな卸資産の過大評価額について、たな卸資産評価額を売上原価として計上することといたしました。

当社は、第85期の計算書類について、有限責任 あずさ監査法人から、青島福生食品における当該売上高の取消し等および売上原価の計上後の純資産額の妥当性を検証することができなかったとして、添付書類「独立監査人の監査報告書」（57頁から58頁まで）に記載のとおり、除外事項を付した限定付適正意見を受領しております。このため、会社法第438条第2項の規定に基づき、第85期計算書類のご承認をお願いするものであります。

第2号議案 第85期剰余金処分の件

当社は、添付書類（47頁）に記載のとおり、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要課題の一つと考えており、当社の経営環境、業績、財務状況、株主還元性向、経営基盤強化のための内部留保等を総合的に勘案し、長期的な視野に立ち、業績に大幅な変動がない限り、原則として、前期の1株当たりの配当金額と同水準の安定的な配当を実施して行くことを基本方針としております。

このような方針の下、2021年3月31日を基準日とする第85期の期末配当およびその他剰余金の処分につきましては、本総会において第1号議案「第85期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類承認の件」が承認可決されることを条件として、以下のとおりとさせていただきます。

なお、当社は、会社法第459条および第460条ならびに当社定款第40条第1項の規定により、剰余金の配当等については取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとしております。しかしながら、本総会において第1号議案「第85期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類承認の件」が承認可決される場合、第85期計算書類が最終事業年度に係る計算書類となること、当該計算書類についての会計監査人の会計監査報告の内容に無限定適正意見が含まれなかったため、会社法第459条第2項および第460条第2項の要件を充足しないことなどを考慮し、会社法第452条および第454条第1項の規定に基づき、本議案を株主の皆さまにお諮りするものであります。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金21円
総額692,936,244円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月23日

2. その他剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 5,200,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
別途積立金 5,200,000,000円

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社のガバナンス体制強化の一環として、トップマネジメントが長期にわたり固定化することを防止するため、現行定款第22条（役付取締役及び代表取締役）について、取締役会長は会社を代表しないこととする旨の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款および変更案の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（役付取締役及び代表取締役）</p> <p>第22条 取締役会の決議により会長、社長、副社長各1名、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p><u>会長、社長、副社長、専務取締役</u>は各自会社を代表する。</p>	<p>（役付取締役及び代表取締役）</p> <p>第22条 取締役会の決議により会長、社長、副社長各1名、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>社長、副社長、専務取締役は各自会社を代表する。</p>

株主総会参考書類

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名全員は任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位等	取締役会 出席回数
1	やま き かず ひこ 山木 一彦 再任	代表取締役社長	19回／19回
2	い とう しん ぺい 伊東 信平 再任	代表取締役専務 管理部門（総務・法務）、品質保証部門、 事業戦略部門担当	19回／19回
3	なか の たか ひさ 仲野 隆久 再任	取締役 食品事業部門（販売・開発）、ヘルスケア 事業部門担当 事業戦略推進部長	19回／19回
4	さし だ かず ゆき 指田 和幸 再任	取締役 生産部門、化成品事業部門担当 化成品事業部長	19回／19回
5	とみ とり たか ひろ 富取 隆浩 新任		—
6	ひら の しん いち 平野 伸一 新任 社外		—

(注) 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

候補者
番号

1

やま き かず ひ こ
山 木 一 彦
(1959年2月3日生)

再 任

所有する当社株式の数
12,200株

取締役会出席回数
19回／19回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2003年 4月 加工用食品営業第4部長
2006年 7月 当社執行役員
2008年 4月 天然エキス調味料事業推進部長
2010年 6月 当社取締役
業務用食品営業本部長
2014年 6月 当社常務取締役
2016年 6月 当社代表取締役社長（現任）

候補者とした理由

山木一彦氏は、主に食品の営業に関する業務に携わり、食品事業部門の責任者等を経て、2016年には代表取締役社長に就任するなど、豊富な経験と見識を有しております。当社グループの持続的成長を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

い と う し ん ぺ い
伊 東 信 平
(1955年9月6日生)

再 任

所有する当社株式の数
15,000株

取締役会出席回数
19回／19回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 当社入社
2001年 4月 千葉工場長
2003年 6月 食品改良剤開発部長
2004年 6月 当社取締役
2006年 7月 当社執行役員
2009年 6月 当社常務取締役
2011年 6月 加工用食品営業本部長
2014年 6月 当社代表取締役専務
2018年 4月 経営企画部長
2020年 6月 当社代表取締役副社長
2020年11月 当社代表取締役専務（現任）
（当社における担当）

管理部門（総務・法務）、品質保証部門、事業戦略部門担当

候補者とした理由

伊東信平氏は、主に食品用改良剤の生産・開発・営業に関する業務に携わり、現在では管理部門、品質保証部門および事業戦略部門の責任者を務めるなど、豊富な経験と見識を有しております。当社グループの持続的成長を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

株主総会参考書類

候補者
番号

3

なかの たかひさ
仲野 隆久

(1959年10月13日生)

再任

所有する当社株式の数

6,900株

取締役会出席回数

19回／19回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
2004年 4月 ヘルスケア部長
2006年 7月 当社執行役員
2012年 6月 当社取締役（現任）
2014年 6月 ヘルスケア事業部長
2017年 6月 事業戦略推進部長（現任）
（当社における担当）
食品事業部門（販売・開発）、ヘルスケア事業部門担当

候補者とした理由

仲野隆久氏は、主にヘルスケアの開発・営業に関する業務に携わり、ヘルスケア部長を経て、現在では食品事業部門およびヘルスケア事業部門の責任者を務めるなど、豊富な経験と見識を有しております。当社グループの持続的成長を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

さしだ かずゆき
指田 和幸

(1959年1月28日生)

再任

所有する当社株式の数

5,800株

取締役会出席回数

19回／19回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2005年 6月 化成品改良剤開発部長
2006年 7月 当社執行役員
2014年 6月 当社取締役（現任）
化成品事業部長（現任）
（当社における担当）
生産部門、化成品事業部門担当

候補者とした理由

指田和幸氏は、主に化成品用改良剤の開発に関する業務に携わり、化成品改良剤開発部長を経て、現在では化成品事業部門の責任者を務めるなど、豊富な経験と見識を有しております。当社グループの持続的成長を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

とみとり たかひろ
富取 隆浩
(1965年8月19日生)

新任

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席回数
—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月 (株)第一勧業銀行入行
2009年 4月 (株)みずほ銀行新川支店長
2012年 4月 同行大阪中央支店長
2014年 4月 同行営業店業務第八部長
2017年 4月 同行執行役員
福岡支店長兼福岡第一部長兼同第二部長
2019年 4月 みずほ総合研究所(株)専務執行役員
2021年 4月 当社入社

候補者とした理由

富取隆浩氏は、長年にわたり金融機関、およびシンクタンクでの業務を経験し、豊富な経験と高い見識を有しております。当社グループの持続的成長を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

ひらの しんいち
平野 伸一
(1956年1月16日生)

新任

社外

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席回数
—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 朝日麦酒(株) (現 アサヒグループホールディングス(株))
入社
2011年 7月 アサヒビール(株)常務取締役営業本部長
2013年 3月 同社専務取締役営業本部長
2015年 3月 同社取締役副社長
2016年 3月 同社代表取締役社長
2020年 1月 ギブワークス(株)社外取締役 (現任)
2020年 6月 新晃工業(株)社外取締役監査等委員 (現任)

候補者とした理由および期待される役割

平野伸一氏は、企業経営者として豊富な経験と見識、飲料・ビール業界における豊富な経験・ネットワークを有しております。当社グループの持続的成長を推進するにあたり、客観的に独立した立場からの業務執行の是非、経営計画の進捗状況等への監督と助言を期待し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 平野伸一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 平野伸一氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、平野伸一氏が選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は法令の定める最低限度額であります。
5. 当社は、監査等委員である取締役を含む全ての取締役ならびに常務執行役員および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。本議案の候補者全員は、選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。

第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役5名全員は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位等	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
1	かとう えい いち 加藤 栄 一	新任	—	—
2	ふじなが さとし 藤 永 敏	再任 社外	社外取締役 監査等委員	19回／19回 16回／16回
3	たけまた こう いち 竹俣 耕 一	再任 社外	社外取締役 監査等委員	19回／19回 16回／16回
4	すえよし と わ 末吉 永 久	再任 社外	社外取締役 監査等委員	19回／19回 16回／16回
5	すえよし わたる 末吉 亙	新任 社外	—	—

(注) 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

株主総会参考書類

候補者
番号

1

かとう えいち
加藤 栄一
(1959年1月4日生)

新任

所有する当社株式の数

600株

取締役会出席回数

—

監査等委員会出席回数

—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2010年 11月 品質保証部長
2014年 6月 品質保証本部長
2014年 7月 当社執行役員

候補者とした理由

加藤栄一氏は、1983年の当社入社以来、主に品質保証に関する業務に携わり、品質保証部長、品質保証本部長を務め、2014年には執行役員に就任するなど、豊富な経験と見識を有しております。当社グループの持続的成長を推進するにあたり、適切な経営の監督と助言を期待し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

ふじなが さとし
藤永 敏
(1959年9月15日生)

再任

社外

所有する当社株式の数

2,200株

取締役会出席回数

19回／19回

監査等委員会出席回数

16回／16回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 武田薬品工業(株)入社
2002年 10月 同社医薬国際本部プロダクトマネジメント部
プロダクトマネジャー
2009年 1月 武田ファーマシューティカルズ・アジアPte.Ltd.副社長
2012年 4月 武田ファーマシューティカルズ (アジアパシフィック)
Pte.Ltd.副社長
2015年 4月 武田薬品工業(株)経営企画部主席部員
2015年 6月 当社社外監査役
2017年 6月 当社社外取締役 常勤監査等委員 (現任)

候補者とした理由および期待される役割

藤永敏氏は、国内外で培った豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社においては2015年より社外監査役、2017年より社外取締役として職責を果たしております。当社グループの持続的成長を推進するにあたり、独立した立場からの経営の監督と助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

候補者
番号

3

たけまた こういち
竹俣 耕一
(1952年11月18日生)

再任

社外

所有する当社株式の数

1,700株

取締役会出席回数

19回／19回

監査等委員会出席回数

16回／16回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 3月 公認会計士登録
1990年 10月 竹俣公認会計士事務所代表者
1991年 5月 税理士登録
2005年 5月 税理士法人レクス会計事務所代表社員（現任）
2011年 6月 当社社外監査役
2017年 6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）

候補者とした理由および期待される役割

竹俣耕一氏は、公認会計士・税理士としての財務・会計に関する高い専門性と豊富な経験に基づき、2011年より社外監査役、2017年より社外取締役として職責を果たしております。当社グループの持続的成長を推進するにあたり、独立した立場からの経営の監督と助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

候補者
番号

4

すえよし とわ
末吉 永久
(1968年4月19日生)

再任

社外

所有する当社株式の数

1,700株

取締役会出席回数

19回／19回

監査等委員会出席回数

16回／16回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2001年 10月 弁護士登録
2001年 10月 弁護士法人さくら綜合法律事務所入所
2014年 10月 千葉簡易裁判所民事調停官
2015年 6月 当社社外監査役
2016年 4月 向井法律事務所入所（現任）
2017年 6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）

候補者とした理由および期待される役割

末吉永久氏は、弁護士として企業法務に精通し、その高い専門性と豊富な経験に基づき、2015年より社外監査役、2017年より社外取締役として職責を果たしております。当社グループの持続的成長を推進するにあたり、独立した立場からの経営の監督と助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

株主総会参考書類

候補者
番号

5

すえ よし わたる
末吉 互
(1956年10月11日生)

新任

社外

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席回数

—

監査等委員会出席回数

—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 弁護士登録
森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所
2007年 4月 末吉綜合法律事務所（現 潮見坂綜合法律事務所）開設
同事務所パートナー
2014年 7月 文部科学省文化審議会著作権分科会委員（現任）
2016年 6月 日立キャピタル(株)社外取締役
2020年 1月 K T S 法律事務所開設
同事務所パートナー（現任）

候補者とした理由および期待される役割

末吉互氏は、弁護士として企業法務に精通し、その高い専門性と豊富な経験を有しており、また文部科学省文化審議会著作権分科会委員等の公職を歴任しております。当社グループの持続的成長を推進するにあたり、独立した立場からの経営の監督と助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤永敏氏、竹俣耕一氏、末吉永久氏および末吉互氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、藤永敏氏、竹俣耕一氏および末吉永久氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、各氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、末吉互氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、藤永敏氏、竹俣耕一氏および末吉永久氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は法令の定める最低限度額であります。
5. 当社は、加藤栄一氏、藤永敏氏、竹俣耕一氏、末吉永久氏および末吉互氏が選任された場合、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は法令の定める最低限度額であります。
6. 当社は、監査等委員である取締役を含む全ての取締役ならびに常務執行役員および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。本議案の候補者全員は、選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。
7. 社外取締役候補者藤永敏氏、竹俣耕一氏および末吉永久氏の各氏が、社外取締役として在任中に発生した当社の法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行に関する対応の概要につきましては、添付書類（46頁）に記載のとおりであります。
8. 末吉永久氏の戸籍上の氏名は、権正永久氏であります。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定の件

1. 提案の理由および本制度改定を相当とする理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下本議案において同じ。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、2017年6月27日開催の第81期定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただき、導入いたしました。

今般、本制度が当初対象としておりました4事業年度（2018年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度まで）が終了いたしました。2022年3月31日で終了する事業年度以降についても本制度を継続するにあたって、本制度の内容を一部改定させていただきたく、本議案のご承認をお願いするものであります。

本制度は、添付書類（41頁）記載の当社の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に基づき、取締役の報酬と、当社の業績および株主価値との連動性をより明確化し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的としており、本制度の継続および改定は相当であると考えております。

また、本議案をご承認いただいた場合、本定時株主総会終結後の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のうち、「3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針」の記載について、ご承認いただいた内容と整合するよう、文言の変更を行うことを予定しております。

なお、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は5名となります。

2. 本制度における改定後の内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。

（2）本制度の改定内容

本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部改定いたしたく存じます。改定内容は、本制度の対象とする期間（以下、「対象期間」という。）について、従前は、原則として中期経営計画の対象となる期間に対応した連続する3事業年度を対象期間としておりましたが、当社を取り巻く事業環境の変化および不透明性が高まっている状況を踏まえ、改定後は、中期経営計画の対象となる期間に必ずしも対応させず、連続する3事業年度を対象とするものであります。

本制度の対象期間

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> ・原則として中期経営計画の対象となる期間に対応した連続する3事業年度 ・ただし本年度から実施する当初の本制度の対象期間については、2018年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度 	連続する3事業年度

なお、当社が拠出する金員の上限および取締役に対して交付等が行われる当社株式数の算定方法と上限等、その他本制度内容に変更はございません。

また、今般の本制度の継続および改定においては、信託が所有する残余株式を活用するため、新たな資金拠出および信託による当社株式の追加取得は予定しておりません。

第81期定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただいた本制度の主な内容

項目	内容
①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
②当社が拠出する金員の上限	・3事業年度からなる対象期間ごとに240百万円
③当社株式の取得方法および取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業年度あたりに取締役に付与するポイントの上限は、40,000ポイント ※1 ※1 2020年4月1日付の株式分割前は20,000ポイント ・3事業年度からなる対象期間に取締役に交付等が行われる当社株式等の数の総数の上限は120,000株 ※2 ※2 2020年4月1日付の株式分割前は60,000株 ・2017年3月31日時点の当社発行済株式総数（自己株式控除後）に対する割合は約0.12% ・信託は当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得する予定
④業績達成条件の内容	・毎事業年度の連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益に応じて変動
⑤取締役に對する当社株式等の交付等の時期	・取締役の退任時

以上

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(2020年4月1日~2021年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、様々な経済活動が制約を受けた結果、個人消費および企業収益が急速に悪化しました。その後2020年5月の緊急事態宣言の解除に伴い、経済活動が段階的に引き上げられましたが、2021年1月に2度目の緊急事態宣言が発出されました。足許では感染の全国的な再拡大による飲食店の時短営業や消費者の外出自粛といった影響もあり、個人消費や経済活動の本格的な回復までには時間がかかる見通しであり、2021年4月に3度目となる緊急事態宣言が発出されるなど、先行きは極めて不透明な状況です。一方、海外経済においても、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、各国経済活動が停滞し、景気が急減速しました。その後、欧米などにおいて経済活動の再開が進み、ワクチン接種も開始されましたが、一部地域において感染が再拡大しており、依然として予断を許さない状況が続いています。さらに、米中の対立や各国の政治政策動向および地政学的リスクの高まりもあり、先行き不透明な状況が続いております。

また、当社グループを取り巻く食品業界においては、国内市場では、消費者の節約志向が強まる一方で、健康志向や簡便化志向が強まっており、ライフスタイルの変化やニーズの多様化への対応に加え、最近ではフードロス(食品ロス)も社会問題化しており取組みが求められています。他方、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛などの影響を受け内食需要の高まりが見られる一方で、外食需要が落ち込むなど消費行動や市場構造に大きな変化が生じており、新常态と言われる新しい消費動向への対応が課題となっております。また、成長が見込める海外市場においても、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が景気を押し下げており、中国や東南アジアといった成長エリアに対してもこれまでの取組みに加え、新しい生活様式への対応が求められる状況にあります。

このような事業環境のもと、当社グループでは、従前より3年間を対象期間とする「中期経営計画」を策定しており、

- ◇成熟市場にある国内事業では収益基盤のさらなる強化
- ◇拡大市場にある海外事業では構造基盤の強化による成長エンジンの加速化
- ◇独自の技術力・開発力に磨きをかけ、新領域に挑戦
- ◇C S R経営の推進

を基本に据えて、持続的成長を図るべくグループを挙げて取組みを推進してまいりました。

国内では、食品事業の柱をなす「海藻」、「ドレッシング」、「エキス・調味料」の需要喚起に向けて、商品とメニュー・用途を組み合わせた販売プロモーションを中心とした展開に加えて、同じく柱である「改良剤」事業でのユーザーニーズへの的確な対応と価値提案型の活動も推進しました。

一方、海外においても、「改良剤」事業における情報発信基地としての役割を担う「アプリケーションセンター」の機能を最大限に活用した開発活動に加え、成長市場の開拓・販売拡大に向けて販売活動を推進しました。

当社は、2020年7月27日に公表しました「2020年3月期連結決算発表の延期ならびに特別調査委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、当社の連結子会社である『青島福生食品有限公司』（以下「青島福生食品」という。）におけるエビの加工販売の取引の実在性について疑義が生じたため、同日に特別調査委員会を設置し、事実関係を調査しました。その結果、2020年9月23日にエビの加工販売の取引の実在性を確認するには至らなかったとする調査報告書を受領しました。

特別調査委員会の調査報告を踏まえ、当社は2020年9月30日に2019年3月期以降の有価証券報告書、四半期報告書、決算短信等について、取引の全容および実在性が確認できなかった特定の顧客向けの売上高および売上原価を取り消すとともに、当該売上原価相当分を水産加工品取引関連損失として特別損失に計上しました。

また本件取引は、2020年9月30日に公表しました「特別損失の発生に関するお知らせ」のとおり、2020年4月まで継続していたことを確認しております。このため、当連結会計年度においても前連結会計年度の処理方法と同様に、特定の顧客向けの売上高および売上原価を取り消すとともに、当該売上原価相当分を水産加工品取引関連損失として特別損失に計上しております。

加えて、2020年10月7日に公表しました「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、青島福生食品と当社との間で、在庫の仕入・製造時期についての認識に相違があることが判明し、過年度においてそれらの評価が適切に行われていなかった疑い、およびその結果として過年度の連結貸借対照表上のたな卸資産が過大に計上されていた疑いが生じたため、当社は速やかな全容の解明を行うため、同日に特別調査委員会を設置し、青島福生食品に対する再度の調査を開始しました。

当該調査において、2020年10月上旬に実施した青島福生食品の実地棚卸、また、たな卸資産についての書類および青島福生食品からの事実関係の説明を確認した結果などから、当社としては過年度において連結貸借対照表上のたな卸資産の評価が適切に行われていなかったと判断し、2020年10月28日付で、たな卸資産評価損の計上などの必要な訂正を反映させた2016年3月期以降の有価

証券報告書および四半期報告書の訂正報告書を提出するとともに、決算短信および四半期決算短信の訂正を公表いたしました。また、当連結会計年度においても、当該調査に起因したたな卸資産評価損を計上しております。

その後、2020年11月13日に公表しました「特別調査委員会の第二次調査報告書の受領に関するお知らせ」のとおり、過年度の連結貸借対照表上のたな卸資産が過大に計上されていたとする調査報告書を受領しました。また、2020年11月19日に公表しました「特別調査委員会の第二次調査報告書を受けた当社の対応に関するお知らせ」のとおり、当社は2020年9月23日と11月13日にそれぞれ特別調査委員会から受領した調査報告書の内容およびその提言を真摯に受け止め、一連の問題に対する経営責任の明確化、および再発防止策を決定しております。

なお、2021年1月25日に公表しました「東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ」のとおり、過年度決算短信等を訂正した件につきまして、その経緯および改善措置を記載しました「改善報告書」を株式会社東京証券取引所に提出しております。

当社は、2020年12月以降、外部専門家である公認会計士や弁護士の協力を得ながら、青島福生食品に対し、前記の一連の訂正を行った財務数値以外の財務数値への影響を確認するため、件外調査を実施しました。その結果、新たに実在性を確認するには至らなかったエビの加工販売の取引が検出されたため、当該取引の売上高および売上原価を取り消し、当該売上原価相当分を特別損失として計上しました。

事業報告

売上高	77,722 百万円	(前期比 6.3 %減)
営業利益	1,367 百万円	(前期比 74.2 %減)
経常利益	1,652 百万円	(前期比 67.2 %減)
親会社株主に帰属する当期純損失	1,618 百万円	(前期比 —)

当連結会計年度の経営成績につきましては、『国内食品事業』、『国内化成品その他事業』、『海外事業』のいずれの事業も新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、売上は前期を下回りました。また、青島福生食品において取引の実在性を確認するには至らなかったエビの加工販売の取引および関係する取引の売上高16億57百万円を取り消しております。その結果、売上高は777億22百万円（前期比52億51百万円、6.3%減）となりました。

利益面では、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の制限を受け、売上高の減少に伴い売上総利益が減少しました。活動諸経費について、経済活動の制限による減少および効率的な経費の使用による削減がありましたが、それらで売上総利益の減少を補うことができませんでした。さらに中国において輸入冷凍水産品の外装から新型コロナウイルスが検出されたことにより、中国国内において輸入冷凍水産品の感染リスクに関する過熱した報道が続き、輸入冷凍食品の需要が大幅に減退しています。このため、青島福生食品が輸入し製造・販売している中国国内向けの冷凍水産品の販売が著しく低迷しております。このような厳しい販売状況は当面の間続くものと予想され、青島福生食品が現在保有している輸入冷凍水産品を中国国内向けに販売できる見通しが立たないため、輸入冷凍水産品に対してたな卸資産評価損28億45百万円を計上しました。この結果、営業利益は13億67百万円（前期比39億39百万円、74.2%減）、経常利益は16億52百万円（前期比33億92百万円、67.2%減）となりました。また、青島福生食品において取引の実在性を確認するには至らなかったエビの加工販売の取引および関係する取引の売上原価相当分15億96百万円を特別損失として計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は16億18百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失89億33百万円）となりました。

事業別の営業の状況

つぎに当連結会計年度における各事業の概要につきご報告申し上げます。

《事業別売上高》

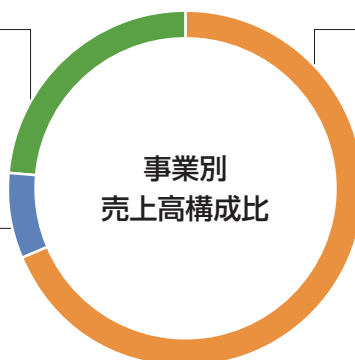
区 分	第84期		第85期 (当期)		前 期 比
	自 2019.4.1 至 2020.3.31		自 2020.4.1 至 2021.3.31		
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額比(%)
家庭用食品	13,371	15.8	14,009	17.7	104.8
業務用食品	21,020	24.9	18,587	23.4	88.4
加工食品用原料等	23,154	27.4	21,916	27.7	94.7
国内食品事業 計	57,546	68.1	54,514	68.8	94.7
国内化成品その他事業	6,631	7.8	6,204	7.8	93.6
海外事業	20,373	24.1	18,550	23.4	91.1
セグメント売上高	84,551	100.0	79,269	100.0	93.8
調整額	△1,577		△1,546		
連結売上高	82,974		77,722		93.7

海外事業

23.4% 18,550百万円

国内化成品その他事業

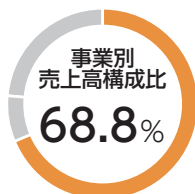
7.8% 6,204百万円



国内食品事業

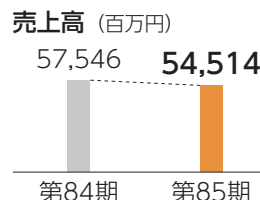
68.8% 54,514百万円

家庭用食品	17.7%
業務用食品	23.4%
加工食品用原料等	27.7%



国内食品事業

売上高 **54,514**百万円
(前期比 **5.3%**減)



主な製品群

家庭用食品	海藻製品 (乾燥わかめ、わかめスープ等)、ドレッシング、和風調味料、レトルト食品
業務用食品	海藻製品 (乾燥わかめ等)、ドレッシング、エキス・調味料類、食品用改良剤
加工食品用原料等	食品用改良剤 (食品用乳化剤、天然色素等)、ビタミン (食品用、医薬・化粧用等)、エキス・調味料類、健康食品

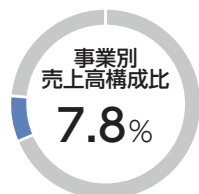
『家庭用食品』では、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛や在宅勤務等を背景とした内食需要の高まりにより、乾燥わかめ「ふえるわかめちゃん®」、ドレッシング、わかめスープ等が好調に推移した結果、部門全体の売上は前期を上回る実績を確保しました。

『業務用食品』では、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛、休業要請等を受けた外食産業の需要の落込み、教育機関の休校を受けた学校給食の需要の減少が大きく、2020年5月の緊急事態宣言解除後の学校再開による学校給食の需要の復調があるものの、外食産業においては2021年1月の2度目の緊急事態宣言の発出を受けた時短営業および外出自粛による需要減少もあり、部門全体の売上は前期を下回りました。

『加工食品用原料等』では、販売および技術・開発部門の連携により顧客ニーズに対応した取り組みを推進しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛等の影響を受けた関係先業界の需要減少の回復が遅れた結果、部門全体の売上は前期を下回りました。

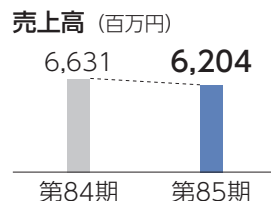
これらの結果、各部門における売上高は、『家庭用食品』140億9百万円 (前期比6億38百万円、4.8%増)、『業務用食品』185億87百万円 (前期比24億32百万円、11.6%減)、『加工食品用原料等』219億16百万円 (前期比12億37百万円、5.3%減) となり、当セグメント全体の売上高は、545億14百万円 (前期比30億31百万円、5.3%減) となりました。

また、営業利益では、『家庭用食品』の売上高増加や経済活動の制限等による活動諸経費の削減も、『業務用食品』および『加工食品用原料等』の売上高の減少を補えず、46億77百万円 (前期比7億10百万円減) となりました。



国内化成品その他事業

売上高 **6,204**百万円
(前期比 **6.4%**減)



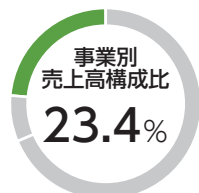
主な製品群

国内化成品その他事業 化成品用改良剤（滑剤、離型剤、防曇剤等）、飼料用油脂、飼料用添加物

化学工業用分野（プラスチック・農業用フィルム・食品用包材・ゴム製品・化粧品など）において、機能性付加および加工性向上に効果的な『化成品（改良剤）』では、顧客ニーズを捉えたソリューションビジネスを展開しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大および米中貿易摩擦の影響を受けた関係先業界の業況が波及した一部の分野で伸びを欠き、部門全体の売上は前期を下回りました。

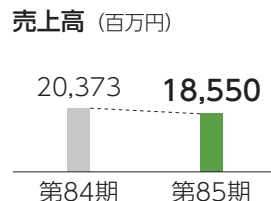
また、『その他』の事業では、飼料用油脂の売上が前期を下回りました。

これらの結果、当セグメントの売上高は62億4百万円（前期比4億27百万円、6.4%減）となりました。また、営業利益は化成品用改良剤の売上減少を受け、5億41百万円（前期比1億29百万円減）となりました。



海外事業

売上高 **18,550**百万円
(前期比 **8.9%**減)



主な製品群

海外事業 食品用改良剤、化成品用改良剤、水産加工品、冷凍野菜

『改良剤』分野においては、情報発信基地である「アプリケーションセンター」と世界各地に設けた販売会社との連携による既存市場の深耕および新市場の開拓ならびに高付加価値品の拡販

等の施策を推進いたしました。しかしながら、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けた世界各国における経済活動の制限によって、販売面では取引先各国における需要の減少、生産面では製造子会社の操業に影響が出るなど、生産および販売の両面で大きな影響を受けました。その後、各国で経済活動を段階的に再開しワクチン接種も開始されましたが、足許での感染症の再拡大もあり本格的な回復には至らず、売上および営業利益ともに前期を下回る実績となりました。

また、水産加工品が高いウエイトを占める『青島福生食品』においては、新型コロナウイルスの感染拡大による都市封鎖などを受けた経済活動の停滞による売上減少に加え、取引の実在性が確認できなかったエビの加工販売の取引および関係する取引の売上を取り消しました。さらに新型コロナウイルスの感染リスクに関する過熱した報道による中国国内向け販売の著しい低迷から、販売の見通しが立たない輸入冷凍水産品に対して、たな卸資産評価損28億45百万円を計上しました。この結果、売上は前期の実績を下回り、営業損益は前期から営業損失額が拡大しました。

なお、青島福生食品において取引の実在性を確認するには至らなかったエビの加工販売の取引および関係する取引の売上高16億57百万円を取り消し、当該売上高に対応する売上原価相当分15億96百万円を特別損失として計上しております。

これらの結果、当セグメントの売上高は、185億50百万円（前期比18億23百万円、8.9%減）となり、営業損失33億3百万円（前期は営業損失2億92百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額40億46百万円となりました。主な設備投資は、理研ビタミン(株)東京工場にて医薬品や食品の分野で需要が拡大しているマイクロカプセルの新たな製造設備の建設工事として10億6百万円などを実施しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の再拡大などの事態に備えた手元資金流動性の確保のため、取引銀行1行と新たに60億円の当座貸越契約を締結し、50億円の借入を実行しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、

1. 社会に対し、食を通じて健康と豊かな食生活を提供する
2. コンプライアンス精神に基づいた事業活動を行い、社会的責任を果たす
3. フレキシビリティのある、かつ創造性に溢れた企業として発展する
4. 事業活動の視点・範囲を海外にも向け「世界の理研ビタミン」としてのブランドを高める
5. 人間尊重の思想に基づき魅力ある職場をつくる

の経営理念のもと、創業以来一貫して「天然物の有効利用」を事業展開の根幹に据え、独自の技術力・開発力を通じて食品・食品用改良剤・化成品用改良剤・ビタミンの各分野において多彩な製品を創り出し、日本のみならず世界各地にお届けしてまいりましたが、この姿勢はいささかも揺らぐことなく堅持してまいります。

当社グループを取り巻く事業環境については、世界的レベルで大きく変動する政治・経済・社会情勢の下、これまでにないスピードで変化しております。また、新型コロナウイルスの世界的感染拡大の収束にはまだかなりの時間を要すると考えており、これまで以上に先行きが見通せない状況を乗り越えるために、当社グループ各社とのさらなる連携のもと、的確かつ機動的な意思決定を行うことが強く要請されていると認識しております。

加えて、社会の信頼に応える公正で透明性の高いコンプライアンス体制、企業グループ全体での健全な事業運営を推進する上でのガバナンス体制のより一層の向上が求められております。

さらに、当社グループの「CSR基本方針」に基づきCSR経営への取組みを推進することで社会の持続可能な発展に貢献してまいります。

食品業界におきましては、国内市場では、消費者の節約志向に加え、健康志向や簡便化志向も強まっています。また、ライフスタイルの変化やニーズの多様化への対応に加え、フードロス（食品ロス）問題への取組みが求められていると認識しています。

他方、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛など経済活動の制限の影響を受けた結果、内食需要の高まりが見られる一方で、外食需要が落ち込むなど消費行動や市場構造に大きな変化が生じるなど、より一層厳しい経営環境の中において新常態と言われる新しい消費動向への対応が課題と認識しています。

また、成長が見込める海外市場においても、新型コロナウイルスのワクチン接種が開始されましたが一部地域において感染が再拡大しており、先行きが不透明な状況が続いています。中国や東南アジアといった成長エリアに対してもこれまでの取組みに加え、新しい生活様式への対応が求められる状況にあると認識しています。

当社は、「事業の経過およびその成果」に記載のとおり、当社の連結子会社である青島福生食品において、不適切な会計処理の疑義が生じ、2度にわたる特別調査委員会の設置および調査が行われた結果、過年度決算短信等の一部訂正を行うこととなりました。

その後、2020年11月19日に公表しました「特別調査委員会の第二次調査報告書を受けた当社の対応に関するお知らせ」のとおり、特別調査委員会から受領した報告書の内容およびその提言を真摯に受け止め、経営責任の明確化、グループ・ガバナンス体制の見直しなど一連の問題に対する業務改善策を決定しました。また、2021年1月25日に株式会社東京証券取引所に提出しました「改善報告書」に記載の再発防止に向けた改善措置の内容は次のとおりです。

1. 経営責任の明確化

2020年11月19日付「代表取締役および取締役の異動、ならびに役員報酬の減額に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当時の代表取締役会長、常務取締役から取締役辞任の申し出がありました。代表取締役専務からも代表権返上の申し出があり、いずれも2020年11月19日付で受理いたしました。また、その他の取締役においても責任の所在を明確にするため、代表取締役の異動および役員報酬の減額を行いました。

2. 取締役会の機構改革

取締役会において、サクセッションプランの強化・推進、およびその一環として指名委員会の規程変更および審議事項の追加や、企業経営の経験豊富な外部人材の取締役への登用といった機構改革を進めております。

3. 経営幹部の職責に対する意識改革

経営幹部の職責に対する意識改革については、CSR推進部主催で毎年5月頃に開催するCSR研修会にて、主に業務や時事話題に関する内容について研修を行ってまいりましたが、2021年2月22日に取締役、執行役員、関係会社社長を対象に一般社団法人日本能率協会の主催による、経営幹部の責任・役割、コーポレート・ガバナンスに関する研修を実施いたしました。また、新任の取締役については、就任年度に経営幹部の責任・役割、コーポレート・ガバナンスに関する研修を実施すべく対応してまいります。コーポレート・ガバナンスの研修を充実し、毎年継続することにより、取締役の認識を深め、企業価値の向上につなげてまいります。

4. 監査等委員会による監査機能の強化および内部監査体制の強化

監査等委員会については、監査部との連携を強化するとともに、国内外グループ会社への往査頻度を上げるなどにより監査機能の強化を図っております。また、監査部の増員および内部監査人としての監査スキルの向上により内部監査体制の強化を図っております。

5. 青島福生食品における内部統制の不備の改善

青島福生食品の経営陣の刷新については、当時の総経理より辞任の申し出があり、2020年11月19日付で受理いたしました。後任には、国営企業時代より主に品質管理部門を歴任し、長年にわたり、食品法規の遵守、各国の認証の取得、顧客の要求する規格への対応を行ってきた副総経理を同日付で昇格させると同時に、当社第2生産本部で、青島福生食品を担当していた社員を副総経理に任命いたしました。元総経理は顧問となっておりますが、過去の経緯を確認する程度の業務としており、経営に対する影響は排除しております。これにより親会社としてのガバナンス不足およびコミュニケーション不足の解消を図ってまいります。

また、在庫管理体制については、在庫管理ルールの明文化、製造日・賞味期限情報などの在庫関連情報の一元管理化などの改善を図り、2021年1月から運用を開始いたしました。なお、従業員の意識改革については、青島福生食品の経営幹部、経理責任者に対して、上場会社の子会社として必要な財務報告に係る知識を定期的に教育し、財務報告の重要性について青島福生食品の役職者の意識醸成を図ってまいります。

6. 子会社に対する管理強化・コンプライアンス教育の強化

子会社に対する管理強化については、グループ会社の運営についての全般的な管理・指導を行う統括的組織として、新たに社長直轄の「関連事業統括室」を2021年1月1日に設置し、各子会社経営者および経営幹部・従業員との対話を行い、コミュニケーションを強化しております。

コンプライアンス教育の強化については、従業員のコンプライアンス意識のさらなる醸成のための教育プログラムと、問題発生の際に速やかに解決を図るための内部通報制度を拡充いたしました。

なお、本改善措置の実施状況につきましては、「改善報告書」の提出から6か月を経過する7月下旬以降速やかに、株式会社東京証券取引所に「改善状況報告書」を提出・公表予定です。

青島福生食品の一連の問題に対する業務改善策に最優先で取り組み、株主をはじめとする関係者の皆さまからの信頼回復に向けて全力でこれらに取り組んでまいります。

このような経営環境の中、当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大および青島福生食品の一連の問題の影響を大きく受けたものとなりました。

新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛等を背景とした内食需要の高まりにより、乾燥わかめ「ふえるわかめちゃん®」、ドレッシング、わかめスープといった『家庭用食品』の売上が好調に推移しました。一方で、外出自粛、休業要請等を受けた外食産業の需要の落込み、教育機関の休校を受けた学校給食の需要の減少により、『業務用食品』の売上が前期を下回りました。また、『加工食品用原料等』、『化成品（改良剤）』、『海外改良剤』においても、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた関係先業界の需要減少により、売上が前期を下回りました。利益面では、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の制限による活動諸経費の減少および効率的な経費の使用も、売上高の減少に伴う売上総利益の減少を補うことはできませんでした。

他方、『青島福生食品』は、取引の実在性を確認するには至らなかったエビの加工販売の取引および関係する取引の売上16億57百万円を取り消しました。加えて、新型コロナウイルスの感染リスクに関する過熱した報道による中国国内向け販売の著しい低迷から販売の見通しが立たない輸入冷凍水産品に対してたな卸資産評価損28億45百万円を計上しました。この結果、売上は前期を下回り、営業損益は前期から営業損失額が拡大しました。

（今後の見通し）

今後の海外経済は、各国で新型コロナウイルスのワクチン接種の普及や経済政策により、緩やかに回復していくと見られる一方で、一部地域では新型コロナウイルス感染症が再拡大しており、より一層先行きに予断を許さない状況が続くことが予想されます。わが国においても、ワクチン接種が進まず、新型コロナウイルス感染症の再拡大を受け2021年4月25日に3度目の緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、景気の本格的回復には相当の時間がかかる見通しであり、当社グループを取り巻く事業環境は、依然として不透明感を払拭できない状況にあります。

このような状況を踏まえ、2021年2月15日に公表しました「次期中期経営計画の策定および公表の延期に関するお知らせ」のとおり、次期2022年3月期につきましては、青島福生食品の一連の問題に対する業務改善策に最優先で取り組み、ステークホルダーの皆さまからの信頼の回復を図るとともに、新型コロナウイルスの感染拡大により毀損した業績を新常態と言われる新しい消費行動への対応を進めることで回復させ、持続的な成長を遂げる企業となるための長期戦略を練り上げる期間とすべく、次期中期経営計画の策定および公表を1年延期することといたしました。

よって、次期の業績見通しにつきましては、下表のとおりとなります。

■ 連結目標

（単位：百万円）

	第84期 (2020年3月期) (実績)	第85期 (2021年3月期) (実績)	第86期 (2022年3月期) (目標)
売上高	82,974	77,722	75,000
営業利益	5,307	1,367	4,000
経常利益	5,045	1,652	4,000
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失（△）	△8,933	△1,618	2,800

■ 事業別売上高目標

(単位：百万円)

	第84期 (2020年3月期) (実績)	第85期 (2021年3月期) (実績)	第86期 (2022年3月期) (目標)
国内食品事業	57,546	54,514	53,300
国内化成品その他事業	6,631	6,204	6,200
海外事業	20,373	18,550	16,700
セグメント売上高	84,551	79,269	76,200
調整額	△1,577	△1,546	△ 1,200
連結売上高	82,974	77,722	75,000

■ 目標とする経営指標

当社グループは、持続的成長と資本効率向上の尺度として自己資本利益率(ROE)の向上を追求してまいります。第85期(中期経営計画最終年度)のROE 8.0%以上を目指しておりましたが、青島福生食品の一連の問題および新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた結果、ROEは△3.5%となりました。

なお、今後の目標とする経営指標については、次期中期経営計画の策定に際し検討の上、設定してまいります。

「信頼に応える安全な製品の提供」の基本姿勢を堅持して社会への貢献を果たすためにも、まずは青島福生食品の一連の問題に対する業務改善策に最優先で取り組み、ステークホルダーの皆さまからの信頼の回復を図ってまいります。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で毀損した収益基盤を強化して、持続的成長を可能とする強い企業体質の構築を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、これからも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(※)次期の業績見通しは、本資料策定時点において入手可能な情報に基づいて策定したものです。

実際の業績等は、今後さまざまな要因によって記載内容と異なる可能性があります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第82期 (2018年3月期)	第83期 (2019年3月期)	第84期 (2020年3月期)	第85期 (2021年3月期) (当連結会計年度)
売上高	89,515	89,024	82,974	77,722
経常利益	4,587	4,388	5,045	1,652
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)	4,800	2,623	△8,933	△1,618
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	146.94円	80.04円	△272.48円	△49.36円
総資産	110,348	109,706	101,853	106,535
純資産	58,919	59,229	46,789	46,674
1株当たり純資産額	1,783.14円	1,792.07円	1,411.87円	1,407.47円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を除いております。
2. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第83期（2019年3月期）から適用しており、第82期（2018年3月期）の総資産の数値については、遡及適用した数値で表示しております。
3. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第82期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第82期 (2018年3月期)	第83期 (2019年3月期)	第84期 (2020年3月期)	第85期 (2021年3月期) (当期)
売上高	63,363	62,732	61,562	58,539
経常利益	5,809	5,423	4,754	4,492
当期純利益又は 当期純損失 (△)	4,271	1,904	△9,430	△4,489
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	130.75円	58.09円	△287.63円	△136.90円
総資産	89,093	86,749	77,276	80,144
純資産	49,001	49,331	36,575	33,039
1株当たり純資産額	1,494.73円	1,504.83円	1,115.37円	1,007.45円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を除いております。
2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第83期（2019年3月期）から適用しており、第82期（2018年3月期）の総資産の数値については、遡及適用した数値で表示しております。
3. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第82期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
理研食品株式会社	80百万円	100.0%	海藻（わかめ）製品の製造・販売
株式会社健正堂	20百万円	100.0%	化成品用改良剤の製造
栄研商事株式会社	10百万円	100.0%	食品添加物、医薬品等の販売
サニー包装株式会社	10百万円	100.0%	食品の小分け包装
RIKEVITA(MALAYSIA)SDN.BHD.	126百万RM	90.0%	食品用及び化成品用改良剤の製造・販売
RIKEVITA(SINGAPORE)PTE LTD	2百万S\$	100.0%	食品用及び化成品用改良剤の販売
RIKEN VITAMIN EUROPE GmbH	10万EUR	100.0%	食品用及び化成品用改良剤の販売
RIKEN VITAMIN USA INC.	50万US\$	100.0%	食品用及び化成品用改良剤の販売
GUYMON EXTRACTS INC.	850万US\$	98.2%	ポークエキス、オイルの製造・販売
天津理研維他食品有限公司	1,690万US\$	100.0%	食品用及び化成品用改良剤の製造・販売
青島福生食品有限公司	65,100万元	100.0%	冷凍野菜、水産加工品の製造・販売
理研維他精化食品工業(上海)有限公司	60万US\$	100.0%	食品用及び化成品用改良剤の販売
理研維他亜細亜股份有限公司	15百万NT\$	100.0%	食品用及び化成品用改良剤の販売

- (注) 1. 議決権比率は、間接所有割合を含めた比率であります。
 2. 資本金で記載されているUS\$（アメリカドル）以外の外国通貨単位は下記のとおりであります。
 RM（マレーシアリングgit）、S\$（シンガポールドル）、EUR（ユーロ）、元（中国人民元）、
 NT\$（ニュー台湾ドル）

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する会社はありません。

(7) 主要な支店および工場

当 社	本 社	東京都新宿区	
	支 店	大 阪 (大阪府大阪市) 仙 台 (宮城県仙台市) 名古屋 (愛知県名古屋市) 福 岡 (福岡県福岡市)	札 幌 (北海道札幌市) 北 関 東 (群馬県高崎市) 広 島 (広島県広島市)
	工 場	草 加 (埼玉県草加市) 東 京 (東京都板橋区) 大 阪 (大阪府枚方市)	千 葉 (千葉県千葉市) 京 都 (京都府亀岡市)
	そ の 他	プレゼンテーションセンター アプリケーション&イノベーションセンター	(東京都新宿区) (千葉県千葉市)
子 会 社	国 内	理研食品株式会社 (宮城県多賀城市) 株式会社健正堂 (埼玉県比企郡) 栄研商事株式会社 (東京都千代田区) サニー包装株式会社 (茨城県笠間市)	
	海 外	RIKEVITA(MALAYSIA)SDN.BHD. RIKEVITA(SINGAPORE)PTE LTD RIKEN VITAMIN EUROPE GmbH RIKEN VITAMIN USA INC. GUYMON EXTRACTS INC. 天津理研維他食品有限公司 青島福生食品有限公司 理研維他精化食品工業(上海)有限公司 理研維他亜細亜股份有限公司	(マレーシア) (シンガポール) (ドイツ) (アメリカ) (アメリカ) (中国) (中国) (中国) (台湾)

- (注) 1. 2020年11月1日付で本社、本社別館およびプレゼンテーションセンターの機能を統合し、移転いたしました。
2. 2021年3月31日付で広島支店を廃止し、2021年4月1日より大阪支店に統合いたしました。

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
2,248名	26名減

(注) 上記の従業員数には嘱託、臨時従業員を含みません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
942名	8名増

(注) 上記の従業員数には嘱託、臨時従業員を含みません。

(9) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	6,308
シンジケートローン (注)	13,000

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするものであります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,705,100株
- (3) 株主数 18,751名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
理研ビタミン取引先持株会	2,925千株	8.86%
キッコーマン株式会社	1,986	6.02
株式会社みずほ銀行	1,732	5.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (ミヨシ油脂株式会社退職給付信託口)	1,080	3.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,051	3.18
三菱UFJ信託銀行株式会社	841	2.54
株式会社三菱UFJ銀行	738	2.23
住友生命保険相互会社	726	2.20
株式会社安藤・間	657	1.99
理研ビタミン社員持株会	641	1.94

- (注) 1. 持株比率は、小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。
2. 株式会社みずほ銀行の株式には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式1,732千株を含んでおります。
(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」であります。) 信託約款上、議決権の行使および処分権の一部については、株式会社みずほ銀行が指図権を留保しております。
3. 当社は、自己株式7,708千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
4. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 木 一 彦	
代表取締役専務	伊 東 信 平	管理部門（総務・法務）、品質保証部門、 事業戦略部門担当
取締役	佐 藤 和 弘	管理部門（経理・システム）、経営戦略部門担当
取締役	仲 野 隆 久	食品事業部門（販売・開発）、ヘルスケア事業部門 担当 事業戦略推進部長
取締役	指 田 和 幸	生産部門、化成品事業部門担当 化成品事業部長
取締役 常勤監査等委員	属 博 史	
社外取締役 常勤監査等委員	藤 永 敏	
社外取締役 監査等委員	北 原 弘 也	弁護士
社外取締役 監査等委員	竹 俣 耕 一	公認会計士、税理士
社外取締役 監査等委員	末 吉 永 久	弁護士

- (注) 1. 取締役堺美保氏および大澤寛氏は、2020年11月19日開催の取締役会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
2. 取締役伊東信平氏は、2020年11月19日開催の取締役会終結の時をもって、代表取締役副社長から代表取締役専務に異動いたしました。
3. 取締役佐藤和弘氏は、2020年11月19日開催の取締役会終結の時をもって、代表取締役専務から取締役に異動いたしました。
4. 2020年11月19日付で担当が次のとおり変更されました。
取締役 指田和幸 生産部門、化成品事業部門担当 化成品事業部長
5. 監査等委員藤永敏氏、北原弘也氏、竹俣耕一氏および末吉永久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査等委員藤永敏氏、北原弘也氏、竹俣耕一氏および末吉永久氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

7. 当社は、監査等委員会の活動の実効性の確保と情報収集力の強化を図るため、監査等委員属博史氏および藤永敏氏を常勤監査等委員に選定しております。
8. 監査等委員竹俣耕一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 監査等委員末吉永久氏の戸籍上の氏名は、権正永久氏であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての非業務執行取締役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役を含む全ての取締役ならびに常務執行役員および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めております。決定方針は、会社が作成した原案を報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月25日開催の取締役会において決議いたしました。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、原案について、報酬委員会が決定方針との整合性を含め多角的に審議したうえで取締役会に答申し、取締役会はその答申を尊重して個人別の報酬額等を承認していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の概要は以下のとおりであります。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

- (1) 当社の役員報酬制度は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計する。

- (2) 役員報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、監査等委員を除く取締役の報酬については社外取締役が過半数を占める報酬委員会における審議を経て取締役会で決定し、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員の協議により決定する。
- (3) 各取締役の報酬は、従業員給与の最高額を基礎に役位別報酬基準額を求め、世間水準及び会社業績、本人貢献度、従業員給与とのバランス等を総合的に考慮の上決定し、支給する。
2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
基本報酬（以下、「固定報酬」という）は定額制とする。固定報酬の水準は、業績、従業員の賃上げ状況、本人貢献度、役員在任期間、従業員比準額、役位間格差、世間相場などを総合的に勘案し決定する。
3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
- (1) 業績連動報酬は、賞与および2017年6月27日開催の第81期定時株主総会での決議に基づき導入した非金銭報酬である業績連動型株式報酬で構成する。
- (2) 株主価値との連動性から、各事業年度における連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を業績連動報酬に係る指標とする。
- (3) 各事業年度における連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益の目標達成度に応じ、以下の方法で賞与および業績連動型株式報酬の額を決定する。
- ・賞与
当該事業年度の連結営業利益の業績目標に対する達成度と親会社株主に帰属する当期純利益の業績目標に対する達成度を足して二等分したものを全体の達成度とし、前記の方針に基づいて算出した賞与額を乗じて総合的に支給額を決定し、毎年一定の時期に支給する。ただし、達成度が100%超となった場合でも、算出した賞与額は超えないものとする。
 - ・業績連動型株式報酬
中期経営計画の期間を対象とし、毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて、下記の算定式により算出されるポイントが付与され、取締役の退任後に、付与されたポイントの累積値に応じて当社株式等の交付等が行われる。
なお、1ポイントは当社株式1株とする。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされる。
(ポイント算定式)
$$(\text{役位別に定める株式報酬額} \div \text{本信託による当社株式の平均取得単価}) \times \text{業績連動係数} (\ast)$$

(※) 業績連動係数は、各事業年度における連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益の目標達成度に応じて、0～200%の範囲で決定する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

役員報酬に占める各報酬の割合は、固定報酬比率を80%未満、賞与比率を20%以上とし、業績連動型株式報酬は報酬総額の10%を基準とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

報酬等に関する方針・基準に基づいて代表取締役から提出された個人別の報酬額等の原案を報酬委員会が審議し、取締役会へ答申を行う。取締役会は報酬委員会の賛成の答申をもって、報酬委員会に提出された原案に記載された個人別の報酬額等を承認する。

なお、監査等委員である取締役の報酬については固定報酬のみを支給することとし、個別報酬額については監査等委員である取締役の協議により決定する。

② 取締役（監査等委員を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬の額は、2017年6月27日開催の第81期定時株主総会において年額230百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月27日開催の第81期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度（監査等委員である取締役および社外取締役は付与対象外）の報酬限度額を3事業年度からなる対象期間を対象として240百万円以内（ただし、2017年から開始する当初の対象期間は4事業年度を対象として320百万円以内）、株式数の上限を年20,000株以内（ただし、2020年4月1日付の株式分割後は40,000株）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は8名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2017年6月27日開催の第81期定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬 賞与	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	209	144	26	△1	39	7
(内、社外取締役)	—	—	—	—	—	—
取締役 (監査等委員)	63	63	—	—	—	5
(内、社外取締役)	46	46	—	—	—	4

- (注) 1. 業績連動報酬等として賞与を支給しております。賞与の支給に係る内容は、上記①「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に関する事項に記載のとおりです。当事業年度を含む連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益の推移は34頁「(5) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
2. 業績連動報酬である非金銭報酬として業績連動型株式報酬を支給しております。当該報酬の支給に係る内容は、上記①「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。当事業年度を含む連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益の推移は34頁「(5) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
3. 業績連動報酬である非金銭報酬等には、業績連動型株式報酬の株式報酬引当金戻入額を含めておりません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

地	位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	監査等委員	藤 永 敏	取締役会19回、監査等委員会16回のすべてに出席し、本質的な問題やリスク等に関し独立した客観的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の指名委員会の委員長を務め客観的・中立的立場で役員候補者の選定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	監査等委員	北 原 弘 也	取締役会19回、監査等委員会16回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の指名委員会の委員、報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場で役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	監査等委員	竹 俣 耕 一	取締役会19回、監査等委員会16回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	監査等委員	末 吉 永 久	取締役会19回、監査等委員会16回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(注) 1. 上記の取締役会出席回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

2. 当社の法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行に関する対応の概要

当社は、当社連結子会社である「青島福生食品有限公司（中国）」において、エビの加工販売の取引の実在性を確認するには至らなかったこと、たな卸資産の評価が適切に行われていなかったこと、以上2点の不当な業務執行があったことを公表いたしました。監査等委員である社外取締役藤永敏氏、北原弘也氏、竹俣耕一氏および末吉永久氏は、本件事実が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。

なお、上記4氏は、日ごろより当社取締役会等において、コンプライアンス体制、リスク管理の強化等の観点で提言を行っており、本件に関する事実の判明後は、速やかな事実関係および原因の究明に向けた提言を行うとともに、藤永敏氏および竹俣耕一氏は、特別調査委員会の委員として調査に当たる等、その職務を適切に果たしております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	274百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	274百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

2. 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前事業年度の監査計画および活動実績、監査時間および報酬額の推移を確認のうえで、当事業年度の監査計画の内容および報酬見積り額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当する状況にあると判断された場合、または監督官庁から監査業務停止命令処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、上記以外にも会計監査人が職務を適切に遂行できないと判断したときは、株主総会に提出する当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、在外連結子会社は、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人等の監査を受けております。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要課題の一つと考えており、当社の経営環境、業績、財務状況、株主還元性向、経営基盤強化のための内部留保等を総合的に勘案し、長期的な視野に立ち、業績に大幅な変動がない限り、原則として、前期の1株当たりの配当金額と同水準の安定的な配当を実施して行くことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、連結業績および財務状況等を勘案し、本総会において第2号議案「第85期剰余金処分の件」が承認可決される場合、普通配当1株当たり21円とさせていただきます。2021年6月23日（水曜日）よりお支払を開始させていただきます。この期末配当を実施いたしますと、中間配当を含めました年間配当は1株につき42円となります。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	53,326	流動負債	52,812
現金及び預金	19,230	支払手形及び買掛金	6,059
受取手形及び売掛金	17,808	電子記録債務	518
電子記録債権	625	短期借入金	23,920
商品及び製品	6,111	未払費用	3,743
仕掛品	3,428	未払法人税等	1,307
原材料及び貯蔵品	4,748	仮受金	14,296
その他	1,497	賞与引当金	1,066
貸倒引当金	△122	役員賞与引当金	32
		設備関係支払手形	574
		その他	1,293
固定資産	53,209	固定負債	7,048
有形固定資産	27,861	長期借入金	451
建物及び構築物	13,664	繰延税金負債	4,285
機械装置及び運搬具	9,371	株式報酬引当金	56
工具、器具及び備品	1,148	退職給付に係る負債	219
土地	1,758	長期預り保証金	1,086
建設仮勘定	1,918	その他	948
無形固定資産	681	負債合計	59,861
ソフトウェア	224		
その他	456	(純資産の部)	
投資その他の資産	24,667	株主資本	37,043
投資有価証券	20,573	資本金	2,537
長期貸付金	2	資本剰余金	3,079
繰延税金資産	371	利益剰余金	45,230
退職給付に係る資産	2,869	自己株式	△13,804
その他	2,326	その他の包括利益累計額	9,113
貸倒引当金	△1,477	その他有価証券評価差額金	8,326
		繰延ヘッジ損益	3
		為替換算調整勘定	29
		退職給付に係る調整累計額	753
		非支配株主持分	517
		純資産合計	46,674
資産合計	106,535	負債及び純資産合計	106,535

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		77,722
売上原価		55,711
売上総利益		22,010
販売費及び一般管理費		20,643
営業利益		1,367
営業外収益		
受取利息・受取配当金	417	
その他	845	1,262
営業外費用		
支払利息	665	
デリバティブ評価損	231	
その他	79	976
経常利益		1,652
特別利益		
投資有価証券売却益	304	
移転補償金	100	
その他	21	426
特別損失		
固定資産除却損	107	
本社移転費用	116	
特別調査費用	239	
水産加工品取引関連損失	1,596	
その他	26	2,086
税金等調整前当期純損失		7
法人税、住民税及び事業税	1,411	
法人税等調整額	191	1,603
当期純損失		1,610
非支配株主に帰属する当期純利益		8
親会社株主に帰属する当期純損失		1,618

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,537	3,079	48,259	△13,809	40,067
当期変動額					
剰余金の配当			△1,410		△1,410
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,618		△1,618
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
株式給付信託による自己株式の処分				5	5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	0	△3,029	5	△3,023
当期末残高	2,537	3,079	45,230	△13,804	37,043

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,966	1	676	△414	6,230	490	46,789
当期変動額							
剰余金の配当							△1,410
親会社株主に帰属する当期純損失							△1,618
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
株式給付信託による自己株式の処分							5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,360	2	△647	1,167	2,882	26	2,909
当期変動額合計	2,360	2	△647	1,167	2,882	26	△114
当期末残高	8,326	3	29	753	9,113	517	46,674

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,920	流動負債	29,917
現金及び預金	5,213	支払手形	88
受取手形	616	電子記録債務	518
電子記録債権	625	買掛金	5,087
売掛金	14,079	短期借入金	18,000
商品及び製品	4,128	リース債務	3
仕掛品	1,919	未払金	587
原材料及び貯蔵品	1,595	未払費用	3,036
前払費用	379	未払法人税等	1,075
未収入金	343	預り金	70
関係会社短期貸付金	2,866	賞与引当金	850
その他	153	役員賞与引当金	25
貸倒引当金	△0	設備関係支払手形	573
固定資産	48,224	固定負債	17,188
有形固定資産	17,304	繰延税金負債	3,713
建物	7,653	株式報酬引当金	56
構築物	488	退職給付引当金	74
機械装置	5,902	債務保証損失引当金	1,113
車両運搬具	41	関係会社事業損失引当金	10,443
工具、器具及び備品	815	長期預り保証金	1,086
土地	1,323	その他	699
建設仮勘定	1,079	負債合計	47,105
無形固定資産	461	(純資産の部)	
借地権	283	株主資本	24,735
ソフトウェア	159	資本金	2,537
その他	18	資本剰余金	3,071
投資その他の資産	30,457	資本準備金	2,465
投資有価証券	20,491	その他資本剰余金	605
関係会社株式	5,262	利益剰余金	32,930
関係会社出資金	1,848	利益準備金	634
長期貸付金	1	その他利益剰余金	32,295
関係会社長期貸付金	5,881	配当準備積立金	105
差入保証金	596	固定資産圧縮積立金	1
前払年金費用	1,783	別途積立金	36,658
その他	58	繰越利益剰余金	△4,469
貸倒引当金	△5,466	自己株式	△13,804
		評価・換算差額等	8,304
		その他有価証券評価差額金	8,302
		繰延ヘッジ損益	1
		純資産合計	33,039
資産合計	80,144	負債及び純資産合計	80,144

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		58,539
売上原価		38,469
売上総利益		20,069
販売費及び一般管理費		16,733
営業利益		3,336
営業外収益		
受取利息	53	
有価証券利息	0	
受取配当金	817	
受取賃貸料	152	
その他	819	1,843
営業外費用		
支払利息	355	
デリバティブ評価損	228	
賃貸収入原価	44	
その他	59	687
経常利益		4,492
特別利益		
投資有価証券売却益	304	
移転補償金	100	
債務保証損失引当金戻入額	4,918	
その他	0	5,323
特別損失		
固定資産除却損	69	
本社移転費用	116	
特別調査費用	239	
関係会社貸倒引当金繰入額	505	
関係会社出資金評価損	5,667	
関係会社事業損失引当金繰入額	6,637	
その他	1	13,237
税引前当期純損失		3,421
法人税、住民税及び事業税	964	
法人税等調整額	103	1,067
当期純損失		4,489

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,537	2,465	605	3,071
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の取崩				
当期純損失				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
株式給付信託による自己株式の処分				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0
当期末残高	2,537	2,465	605	3,071

	株主資本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本合計
	利益準備金	配当準備積立金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	634	105	2	49,258	△11,169	38,830	△13,809	30,629
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△1,410	△1,410		△1,410
固定資産圧縮積立金の取崩			△0		0	—		—
別途積立金の取崩				△12,600	12,600	—		—
当期純損失					△4,489	△4,489		△4,489
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分							0	0
株式給付信託による自己株式の処分							5	5
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△12,600	6,700	△5,900	5	△5,894
当期末残高	634	105	1	36,658	△4,469	32,930	△13,804	24,735

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,938	6	5,945	36,575
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,410
固定資産圧縮積立金の取崩				－
別途積立金の取崩				－
当期純損失				△4,489
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
株式給付信託による自己株式の処分				5
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	2,363	△4	2,358	2,358
事業年度中の変動額合計	2,363	△4	2,358	△3,536
当期末残高	8,302	1	8,304	33,039

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

理研ビタミン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 出 博 男 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井 上 倫 哉 ㊞
業務執行社員

限定付適正意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、理研ビタミン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、理研ビタミン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

会社は、当連結会計年度の連結計算書類の作成にあたって、連結子会社である青島福生食品有限公司において実在性が確認できなかった特定の顧客向けのエビ加工販売等の取引に係る売上高を取り消し、既入金額を仮受金として計上するとともに、取り消した売上に対応する売上原価（特定の仕入先からの仕入高を含む）を、特別損失の水産加工品取引関連損失として計上している。当監査法人は、当該売上の計上及び取り消し処理について裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができなかったため、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている仮受金14,296百万円及び、連結損益計算書に計上されている水産加工品取引関連損失1,596百万円の正確性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

また、会社は、当連結会計年度の連結計算書類の作成にあたって、青島福生食品有限公司において過年度より滞留していたたな卸資産に係る評価損を売上原価として計上している。当監査法人は、当該たな卸資産の評価について裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができなかったため、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている青島福生食品有限公司の商品及び製品259百万円、原材料及び貯蔵品768百万円の評価額、及び連結損益計算書に計上されている売上原価に含まれる青島福生食品有限公司のたな卸資産評価損710百万円の計上額の正確性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

加えて、当監査法人は、前連結会計年度においても、連結貸借対照表に計上されているこれらの勘定残高及び連結損益計算書に計上されているこれらの費用及び損失の金額の正確性について十分な記録及び資料を会社から入手できなかったため、当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書に計上されている期首の利益剰余金48,259百万円の計上額の正確性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

上記の結果、当監査法人は、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているこれらの勘定残高及び、連結損益計算書に計上されているこれらの費用及び損失の金額に関して、修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

これらの影響は、特定の勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、連結計算書類は、理研ビタミン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の2021年3月31日現在の財産及び同日をもって終了する連結会計年度の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示している。したがって、連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

理研ビタミン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 出 博 男 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井 上 倫 哉 ㊞
業務執行社員

限定付適正意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、理研ビタミン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類等に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

当監査法人は、当事業年度の計算書類等の監査にあたって、連結子会社である青島福生食品有限公司において実在性が確認できなかった売上高の取消額及び過年度より滞留していたたな卸資産に係る評価損の計上額について、裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができず、同社の当事業年度末時点の純資産額の妥当性を検証することができなかった。また、当監査法人は、前事業年度の計算書類等の監査にあっても、青島福生食品有限公司における同様の会計処理について、裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができず、同社の前事業年度末時点の純資産額の妥当性を検証することができなかった。

このため、当監査法人は、当事業年度の貸借対照表の期末時点の同社に対する貸倒引当金5,463百万円、債務保証損失引当金1,113百万円及び関係会社事業損失引当金10,443百万円の評価の妥当性、並びに損益計算書に計上されている関係会社出資金評価損5,667百万円、関係会社貸倒引当金繰入額505百万円、債務保証損失引当金戻入額4,918百万円及び関係会社事業損失引当金繰入額6,637百万円の正確性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

上記の結果、当監査法人は、当事業年度の貸借対照表に計上されているこれらの勘定残高及び損益計算書に計上されているこれらの損失及び戻入の金額に関して、修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は、これらの勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、計算書類等は、理研ビタミン株式会社の当事業年度の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示している。したがって、計算書類等に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の主管部門、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、当社の連結子会社に関し、その取引の実在性が確認できない事態が発生し、さらにその後、同社における棚卸資産の評価に関する不適切な会計処理に疑義が生じたことを受け、2度にわたる特別調査委員会の設置、調査が行われました。当社は、これらの特別調査委員会の調査報告書の内容及び提言を真摯に受け止め、取締役会において、経営責任の明確化、グループ・ガバナンス体制の見直しなど一連の問題に対する業務改善策を決定しました。さらに、当社は、これらの改善策を踏まえ、事業報告に記載のとおり、2021年1月25日に、再発防止に向けた改善措置を記載した「改善報告書」を株式会社東京証券取引所に提出しました。監査等委員会としては、当該改善措置が当社及び当社グループの関連各部署において確実に進められ、取締役会が適切に監督していることを認識しており、引き続き注視、検証して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

理研ビタミン株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	属	博史	Ⓔ
常勤監査等委員	藤	永敏	Ⓔ
監査等委員	北	原弘也	Ⓔ
監査等委員	竹	俣耕一	Ⓔ
監査等委員	末	吉永久	Ⓔ

(注) 監査等委員藤永敏、北原弘也、竹俣耕一及び末吉永久は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

日時 2021年6月22日（火曜日）
午前10時（受付開始9時）

会場 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 3階
大手町三井ホール

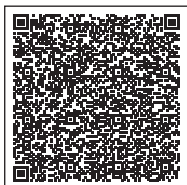


交通

地下鉄 **「大手町駅」** 下車

C4出口より地下通路直結

- 千代田線 ●半蔵門線
- 丸ノ内線 ●東西線
- 三田線



QRコードを読み取っていただくことでGoogle Mapが起動します。



- 株主総会にご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送またはインターネットによる議決権行使をお願いいたします。
- 会場には本総会のための駐車場のご用意はございませんので、ご了承ください。